

第十回 国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第三十七号

昭和二十六年五月二十六日(土曜日)
午前十一時四十三分開議

出席委員

委員長代理 河原伊三郎君
理事 野村孝太郎君 理事 龍野喜一郎君
理事 藤田 義光君
池見 茂隆君 大泉 寛三君
尾關 義一君 門脇勝太郎君
吉田吉太郎君 床次 徳二君
久保田鶴松君 門司 亮君
立花 敏男君

出席政府委員

地方自治行政次官 小野 哲君
委員外の出席者
總理府事務官 藤井 貞夫君
(地方自治庁 公務員課長)

五月二十四日

委員石原登君辭任につき、その補欠として中島守利君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

委員佐藤親弘君及び門司亮君辭任につき、その補欠として尾關義一君及び淺沼綱次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十六日

委員淺沼綱次郎君辭任につき、その補欠として門司亮君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十三日

公職選挙法の一部改正に関する請願(今野武雄君紹介)(第二三八四号)の審査を本委員会に付託された。

第一類第三号

地方行政委員会議録第三十七号 昭和二十六年五月二十六日

本日の会議に付した事件

小委員及び小委員長選任に関する件
連合審査会開会要求に関する件
地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一六七号)(予)

○河原委員代理 これより会議を開きます。

委員長が都合によつて欠席されましたので、御指名によつて私が委員長としての職務を行います。

それではこれより地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題として、質疑を続行いたします。なお念のために申し上げますが、本案は予備審査であります。質疑を許します。

○立花委員 五月七日の朝日新聞に、吉田総理の構想といたしまして、リッジウェイ声明に伴ひまして、行政整理、行政機構の改革の問題が出ておるのですが、その中で三割以上の大幅な行政整理をやるといふことが発表されておるのですが、この問題は中央、地方を含んでの構想かどうか、これをひとつお伺いしたいと思います。

○小野(暫)政府委員 お答えいたします。ただいま立花さんから行政整理等の問題についての御質問でございますが、どういふふうな内容であつたか、また真否の点につきましては、私としてはつまびらかにいたしておりませんので、ここで具体的にどういふところというお答えはいたしかねるわけでありまして、地方自治庁といたしましては、いまだ地方関係において、行政整理をするという考えのもとに、具体的な案を取進めておるといふことはないのでございます。

○立花委員 ところが實際問題といたしまして、現在全国各地に人員の淘汰が大分出ておるわけですが、これは吉田総理の言われております行政機構の改革の先駆をなすものではないかと思ふ。きよりの朝日新聞にも、中央と地方の人事の交流の問題が出ておる。そして、中央に人事交流連絡協議会というものがつくられるといふことが発表されておりますが、そういうことを政府の方ではお考えになつておりますか。

○小野(暫)政府委員 行政整理等の問題につきましては、いまだ地方自治庁としては、関知しないところでありまして、またただいまお話になりました人事異動の点について、何らか協議会のようなものができたといふことは、地方自治庁が関與いたしておるのではないのであります。これを申し上げておきたいと思ひます。

○立花委員 じか地方の問題を統括される自治庁といたしまして、中央と地方との人事の交流が行われ、その中央における人事交流連絡協議会というような機関ができるということにつきましては、これは大分大きな問題であり、当然御存じのはずだと思ふのです。

が、これは何ら自治庁とは関係なしに、また自治庁は何らお知りになつていないといふようなもので、まったく私的なものであるといふふうに理解してよろしいのですか。

○小野(暫)政府委員 今お話になりましたような協議会のごときものは、おそらく、全国知事会がございまして、自主的にさうなものを設けて、いろいろ相談をいたしたい、かような考え方がございまして、かような場合におきましては、地方自治庁という立場上、この間のあつせんをするといふことは、決してやぶさかでない、かように考えている次第であります。

○立花委員 行政整理の問題を私ども問題にいたしますのは、現在すでに地方で行政整理が出ておまして、それが今問題になつております。地方公務員法の施行に伴ひまして、重大な不安があるからであります。現在すでに首切りが出ておますのは、宮城県庁、それから北海道の稚内市役所、それから最近うわさに上つておますのは、青森県におきまして、四百人ないし五百人の首切り、それから長野県の松本市におきまして、大体二割の天引き整理、これは市街から通勤いたしております者を全部淘汰するといふような情報が入つておますが、こゝういふようにずつと地方の行政整理の形が出て来ているわけです。それに対して、

地方公務員法が施行されました後、これに対して十分地方職員が安んじて仕事のできないような現状にありますので、今回地方公務員法の制定に伴つての関係法令の整備をなさるのであれば、この問題もひとつ重点においていただきたい、こう考えまして、具体的にお願いしたいと思つておますが、宮城県庁の首切りの問題につきまして、自治庁の方ではどういふ情報をお持ちになり、どういふふうにお考えでございましょうか。

○藤井説明員 宮城の件につきましては、県当局の方から一応の報告だけは受けております。その報告の内容については申し上げませんが、勤務成績その他いろいろ観点から見まして、公務員としてあまり勤務成績がよくないと思われるような人その他の人につきましては、大体十六名であります。これに対して自主的な退職の勧告を行つたものでございまして、しかしその後本人が弁明書を出し、またいろいろ釈明をいたしました結果、当局といたしましてこれを了としたしまして、その結果三名だけが結局依願退職の形になつたという程度のことを報告を受けております。

○立花委員 ところがこの十六名と申しますのは、全部が全部組合の委員長、書記長、執行委員等、いわゆる組合の幹部なんです。これが一括して首を切られておまして、これは今理由田としてあげられました勤務成績の問題とはやはりおのずから別じやないか。

客観的に見ても、組合の全幹部が一括してこういう行政整理の対象になるといふことは、何と申しまして、これは単なる勤務成績の問題じゃないと思ふのです。しかも断つておきますが、この中には共産黨員は一人もいないわけでありまして。組合の幹部を一括いたしまして、委員長以下全部勤務成績が不良だといふようなことは、とうてい常識上でも考えられませんので、今お述べになりました自治庁の情勢としての県庁からの報告、勤務成績云々の問題は、これはあくまでも表面的な理由であつて、もつと深い根本的な理由があるのではないかと思ふのですが、これにつきましても、自治庁の方では深くお調べになつておられないのでございましょうか。

○藤井説明員 ただいままでのところでは、われ／＼報告を受けておりますのは、先刻申し述べました通りでありまして、それが勤務成績といふことだけではなくして、組合の幹部を対象として行われた、特にそういう作爲的なものとして行われたかどうかといふことについては、ただいま正確な情報を持ち合せておりません。

○立花委員 作爲的であつたかどうかは別として、客観的に見まして、十六人が全部委員長以下組合の幹部であるといふこと、私どもはまずそういう事実に基づいて判断をしなければいけないと思ふのです。これは、やはり単に勤務成績の問題ではなくして、組合活動の問題であるといふふうな推定は、当然一応の常識があれば考えられると思ふ。私もそういう観点から調べてみますと、実際のこの問題に關しましては、昨年末の越年資金の組合にお

ける獲得要求と非常に密接に結びついております。その問題で、とにかく一応年末資金を獲得いたしました、それにつきまして、県の財政に非協力的であるとか、あるいは知事の意思に反するとかいふ問題が主になりまして、今度の問題が起つておるといふ事実を窺見いたしました。だからこそ組合の執行委員長以下幹部十六名が一括して、こういう退職の処置を受けたといふふうに理解いたしましたし、またその方が私安当じやないかと思ふのです。やはり自治庁といふたされましても、こういう重大な問題は、そこまではつきり調査なり、何なりなさる必要があるのではないと思ふますが、その点で、こういう問題は、自治庁では何らお知りにならないのかどうか。しかもこれはすでに現地におきましては、地方労働委員会も取上げておりますし、あるいは東北大学の村重夫教授も、知事との間にあつてに立たれてまして、一応和解が成立したこともありますし、これは地方的には重大な問題なんです。そういう点を自治庁としてお知りにならないのか。特に公務員課長とされまして、地方公務員法施行後の過渡期における重大な問題だと思ふのですが、単に県庁の一方的な、勤務成績云々の報告だけで、何ら実態をつかんでおられないのは非常に遺憾だと思ふが、この点はどうなんですか。

○藤井説明員 実はこの点についての県当局の説明を聴取いたしました。その内容につきましては、一応先刻申し上げましたような経過で、今立花委員の御指摘もありましたように、現実に退職いたしましたのは二名で、その

二名についても、当事者の間に話合いがついた、こういう結果もあわせて報告を聴取いたしましたので、私の方でいたしましたのは、それ以上積極的な調査をするといふことは、現在のところいたしておらないような状況であります。

○立花委員 これが実はさういふ申し上げましたように、今問題になつております地方公務員法制定に關する關係法規の整備の問題と非常に重大な關係がある。地方公務員法の施行に伴つて非常に不備な点がある。ただいま大体話合いがついたと申しますのも、一口に申しますと泣き寝入りといひますか、まつたく知事と個人的な折衝によつての泣き寝入りの解決がおもでありまして、ほんとうに公正な民主的な解決はやられていないわけですね。その民主的な公正な解決がやり得ないという地方公務員法施行後の大きな欠陥があるわけなんです。これを解決していただき、法の不備な点は整備するといふふりにしていただきたいと思ひます。問題は宮城県だけではなしに、さういふ述べました稚内でも、やはりこれと同じやうな首切りが、ただいま十数名出てゐるわけなんです。これなんか、地方法公務員法施行後の法の不備によるもの、実はまつたく官公庁と同じやうな、地方法公務員法施行後の法の不備によるもの、この紛争が起つてゐるわけなんです。これに關しましては、どういたしまして、やはり整備していただきたいと思ひます。その法の不備の点を申し上げますと、首を切られまして、何ら訴えるべき機関がない。官公庁の場合に、地方労働委員会に提訴いたしました、地方労働委員会の方では取り上げていない。そして五月十二日以

後におきましては、もちろんお前たちはもう労働者でないのだから、地方労働委員会の問題ではないといふふうに拒否されますし、あるいは知事に組合として団体交渉しようとしたら、さういふお前たちは団体交渉の権利がないのだといふ形で交渉もできません。人事委員会も六月十二日までまだつづけておられますので、結局持つて行き場所がないわけなんです。裁判所に持つて行つたらいじやないかといふ御意見もあるでしようが、こういう問題の扱いにつきましては、当然特別の機関がつくらなければいけません。新しい地方公務員法という法律によりまして、従来の労働者である程度束縛いたします以上は、それに関しましての不利益処分、あるいはこういう不当労働行為のような問題につきましても、やはり特別の民主的な解決の機関が必要だと思ふのですが、それが非常に不備なわけなんです。結局首は切られつづなして、どこに持つて行つても相手にしてくれないという形ができてまして、こういう不当な扱いを受けまして、結局個人的な折衝で泣き寝入りといふことになつてゐるわけなんです。しかもそれに対しては、地方自治庁が表面上だけ観察なさつて、問題が済んだやうだからいいのじやないかといふ扱いを受けましては、地方の職員といたしましては、はなはだしく不満に感ぜざるを得ないと思ふのです。こういう点で不備をお感じになつていないか。あるいは不備をお感じになつてゐるとすると、どういふふうな形で問題を処理すればいいの。たとへば現在の瞬間におきまして、首切りでこういう不利な処分、あるいは不当労働

行為に類するやうな行為が起りました場合に、地方の職員はどの機関にどういふ手続で訴えればいいのかはつきりしないわけなんです。あるいは職員委員会といふものがあるじやないかといふふうにも言われるかもしれせんが、これは地方公務員法が施行される以前からありまして、しかもこれは決して懲戒に關しての決議権も何も持つておりませんし、まつたく協議会的なものでございまして、これが十分地方職員の身分なり、あるいはその他の利益を守れるとは思へませんので、現在の瞬間におきまして、大きな不備があるだらうと思ふ。六月十二日になりまして、人事委員会も充足しないのですから、しかも地方労働委員会は、すでに五月十二日以後地方公務員の問題は扱わないといふことになつておりました。非常に困るわけですね。具体的に現在の瞬間にさういふ問題が起つた場合に、一体地方公務員はどこに問題の処理を持ち込むの。これをひとつお聞かせ願ひたい。宮城県の知事などは、労働組合はもうなくなつたのだ。組合なんかなくなつてゐるのだ。当然組合はさういふ首切りの問題などについては、知事と交渉することでもできなくなつてゐるのだといふことを盛んに流布いたしておられて、こういう不当な首切りの処置を受けましたものは、まつたく泣き寝入りなんです。個人的にどうにもしかたがないといふやうな状態になつておられますので、この点をひとつ具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○藤井説明員 ただいまのお話でございしますが、六月十二日までということ、人事委員会の設置期限になつてお

りますので、現在知事選挙のございまして府県におきましては、人事委員の選任について目下入選を進めておる状況であります。この委員会ができましたならば、不利益処分等について、完全な態勢がでる上になるわけでありまして、現在これができませんところにおきまして、御尋ねのような首切りの問題等があった場合に、どうなるかということについてであります。これは立花委員も御指摘になりましたように、現在は人事委員会ができましたら、従前の例によるということに相なりますので、府県におきましては職員委員会があり、また市町村においては町村吏員の懲戒審査委員会というものがございまして、分限懲戒等に関する事項は、これらの機関に諮らなければ処分ができません。その議決を経て初めて処置ができます。その点についてお尋ねでありますから、その点について不当な行き過ぎ処置というものはないのではあるまいかというふうに考えられるのであります。ただ今宮城県の場合等のごときは、これは別に懲戒等をやつたわけではないのであります。発令の形式も依願退職というふうなことになるというふうな開いておるものであります。ただ私たちがいたしましては、現在地方公務員法自体が職員団体の関係条文といたしまして、不利益処分と申しますか、従来の労働組合法上の不当労働行為に該当する行為も禁止いたしております。その條文の精神から申しまして、そのような事態が起つて参りますことは、これはもちろん健全なる職員団体の活動というのを育成いたして参ります建前からしても不適当でございまして、

で、そのような事態のないように、なお指導には万全を期して参りたいというふうに考えておる次第であります。

○立花委員 人事委員会が六月十二日にできまうまでは従前の例によるおとしやられますが、すでに労働委員会は五月十二日で、地方公務員に対する不当労働行為などの審査を拒否して、これは従前の例によるおとしして、労働委員会自体が拒否しておる。この宮城の問題は、十二日以前に提訴してゐるのですが、この場合にやはり実質上拒否したわけですか。理由といたしましては、地方労働委員会の改選で、まだ後任が決定してないとか何とかいうことですが、十二日に拒否してございまして、従前の例によるということが、少くとも地方労働委員会において、まづたく空文であるということができると思います。それから藤井課長がおおげになりました職員委員会、あるいは懲戒審査委員会の間でございますが、これはさいせん申しましたように、あくまでも諮問機関的なものでございまして、真に民主的な公平な最終的な決定のできる機関ではないというところは、これは御承知の通りであります。それで地方公務員法が施行される以前にありましたこの機関が地方公務員法によりまして地方公務員が労働三法の適用から除外され、特に人権を大幅に制限されるような場合に、従前にありました職員委員会あるいは懲戒審査委員会が十分利益が守れるはずはないわけなんです。これで十分地方公務員の利益が守れるのであれば、特に人事委員会をつくる必要はないわけですか。壁を築くように、この人事委員会をつくる必要はありま

せんので、人事委員会をつくる必要を認められましては、やはり何と申しまして従前の機関によりましては、十分であるというのを認めての上で、六月十二日にこの人事委員会ができましたら、この空白状態を、単に職員委員会とか懲戒審査委員会にまかせておけば十分だということ、これは理由にならないと思います。当然新しく地方公務員法を制定いたしました、非常に特殊な人権の制限を行い、労働者としての権利を守る労働三法の適用除外を決定いたしました以上は、当然従前の機関よりも、もっと民主的な、もっと労働者のために公正な決定のできる機関を置かなければいけないと思つて、その間がまづたく空白になつてゐるわけですか。六月十二日に人事委員会ができましたら、まづたく空白なんです。現在全国的に見ても、人事委員会ができてゐるのは非常に少く、私どもの聞いておりますのは青森とか高知とか大分とか、その他二、三の県だけでございまして、ほとんどがまだできていないというふうな状態なんです。ただいま言われましたように地方の選挙もございまして、まづたこの点は空白状態になつておるわけですか。この点をひとつ整備していただきたい。特に法の不備の間に起きました問題に対しては、十分慎重に調査されまして、ほんとに労働者の立場に立つての処置をしていただきたい、こう思います。地方公務員法制定に伴つての関係法規の整備という問題は、やはりこの問題が重点ではないか。單に形式的な関係法規の整備ではなく、なして、この問題を私は重点に置か

なければいけないのじゃないかと申しますのは地方公務員法自体の性格からいたしまして当然なことですが、地方公務員法は何と申しましても、その重点は地方公務員から労働者としての当然の権利を奪ひまして、労働三法の適用を除外する、この点が重点なものでございまして。そういう意味から申しましても、この労働者の重大な民主的な権利を制限する以上は、それに伴つて起るところの法の不備をどうして補うかというところこそが重点にならなければならぬと私は思ふ。ところがこういう問題はあまり問題にされてない。そして最初に小野さんにお聞きいたしましたように、行政整理をやる、あるいは機構の整備をやるというふうなことが一方的に実施された。実際問題としてどういふような形で、全国的にどういふ形になつて参りますか、地方の公務員といたしましては、非常に一方的な措置だと思つてゐる。この地方公務員法の施行後、この欠陥についてお気づきなのかどうか、またそれに対して、十分地方公務員の働く者としての立場を守るような措置をおとりになるお考えがあるのかどうか。特にこの間に起きました宮城とか、あるいは現在問題になつております稚内などの問題を、ほんとに働く地方公務員の立場から、誠意をもつて解決なさる御意思があるのかどうか。これをひとつ承つておきたいと思ひます。

藤井さんの答弁を聞いておりますと、ただ県庁の方からの勤務成績云々というふうな、非常に表面的な調査しかなさつておられないので、それではほんとに地方公務員の立場に立つての親切な解決ができないのじゃないかと思ひます。私も宮城の問題だけだと思つて参りますと、稚内の大きな問題が起つて参りました、稚内のはもとと露骨なんです。これは今度の選挙に關連いたしてございまして、前の市長が立候補した、今度はそれに対立候補が立候補いたしました、組合が大会で対立候補の支持を決議いたしましたところ、知事あるいは部長課長の圧迫が組合に加わりました、選挙の結果、前の市長が当選いたしましたので、その市長が組合の幹部連中を、十数名職員したといふことがあるのであります。これはまづたく、非常に露骨な問題なんです。この問題はちやうど今言いました宮城の場合と同じような空白の間になつて参りますので、これに対しても十分の保障がないわけですか。でありますから、六月十二日までの空白の間に、こういう問題が續々と起つて来るのだらうと思ひます。こういう問題をやはり真剣に考えて解決していただく、地方の公務員は安んじて仕事ができない。その点をどうお考えになりますか。また稚内の問題は、お気づきでございませうか。ちよつとその点をお聞きたいと思ひます。

○藤井説明員 稚内の問題は私まだ承知いたしてありません。先刻からのお話のありました点につきましては、先刻私からも申し上げておる通りでございますが、人事委員会、あるいは公平委員会というものの設立については、相当の準備期間を要します関係上、六月十二日、あるいは八月十二日までというふうな設置期限になつておるわけでありまして、その設置期限との関係上、労働組合法との関係等に

ついで、若干問題が生じておりますことは、過渡的措置としてこれはやむを得ないではないかというふうに考へております。ただ御指摘のありましたような不当労働行為に該当いたしますような行為というものは、これは公務員法においても禁止をいたしておる。そういうものはあつてはならないというふうに承知いたしておるわけでありまして、私たちがいたしましてはできるだけの指導という点について、万全の措置を講じて行きたいというふうに考へておる次第であります。

○立花委員 大休課長のお考え、また言われることはわかりましたが、実際そうやっていただきたいと思ふ。最初に私この問題をお尋ねいたしました、藤井課長の答弁をお聞きいたしました。これは非常に一方的と申しますが、不親切な扱い方が出ているのじやないか、藤井課長の今言われましたこと、そのまゝが行動としては出ていないのではないかと考へたり、述べられましたことは了承しますが、それを實際の面にはつきり生かしていただきたい。宮城、稚内の問題につきまして、調査につきましても解決につきましても十分慎重にやつていただきたい、これをひとつお願いしておきます。

もう一つは地方公務員法の三十六條の問題ですが、三十六條の問題につきまして自治庁では、今度の選挙を通じていろいろの経験をお持ちで、ある結論が出ておるかに聞いているのでありますが、三十六條の修正につきまして御意見を聞かせ願いたいと思ひます。

○小野哲政府委員 今回の選挙にあつ

りまして、地方公務員法の施行と関連してどういうふうに考へておるか、こゝろ御質問のようであります。未だこの点につきましては、自治庁としての見解を申し上げるまでには至っておりません。

○立花委員 今度の地方の選挙についての検査件数は四万五千で、そのうちの大部分八割が悪質な買収であるといふことは、国書の発表によつて明らかですが、おそろく地方公務員法の三十六條に違反して今度の地方選挙で、ほとんど事件が起つていないと思ふ。むしろ今度の地方選挙を通じて、市の理事者側あるいは県の理事者側から一般職員に対しての攻撃が非常にきつたといふ事実を多数知つております。部課長の知事選挙、あるいは市長選挙における運動が非常に露骨をきわめまして、愛媛などでは職員の配置転換まで事前にやつておりました、非常に露骨な運動がやられております。

これがひどいところになりますと、奥さんは知事側につき、且那さんは新しい民主戦線の候補者を推すという形で、家庭的な問題まで起つておるところがあるといふのですが、こゝろいふるに上から攻撃が加えられる傾向が非常に強かつた、その結果下の者がいくらか地方公務員法で規定しております中立性を守ろうとしたとしても、守り得ない状態に追い込まれるというやうな状態があるのですが、こゝろなつて参りますと、どうしても中立性というやうなものは崩壊しまして、自由に政治活動ができるやうにする必要が、實際上できて来ないやうな問題が、小野さんの言われましたように、何ら結論が出

ておらない、聞くところによりますと、自治庁にいたしましては、だからこゝろよけい露骨主義でやらなければならぬ、三十六條に対する罰則を制定いたしましたして、露骨主義で臨むのだというやうな意向をお持ちだといふふうに聞いておるのですが、その点はどうなんでしょうか。

○小野(哲)政府委員 選挙の執行が公正かつ自由であることを、私も常々に期待をいたしておりますし、また地方公務員法の精神から申しまして、公務員諸君の政治的な中立性が確保されることを強く望んでおるわけでありまして、具体的にいかなる事実があつたかにつきましては、全国各地にわたつておる問題であり、先ほど申しましたように自治庁としての見解を申し述べる機会にまでは至つておらぬわけでありませんが、国会においてはすでに公職選挙法につきましても調査をいたす目的をもつて、委員会も設置されておるやうな次第でありますので、この種委員会において種々具体的な問題につきましても論議されることであらうと思ひますし、また地方自治法の施行の状況と相ましまして、各方面からの資料が集まつたやうな場合におきましては、地方公務員法との関連において、選挙の問題についてどういふ事態が起つて来たかといふことにつきましても、つまびらかにし得るのではないかと、かゝうに考へておる次第であります。ただいまただちに地方公務員法を改正するとかどうするとかいふ結論までは到達しておらぬのであります。

○立花委員 さいせん申しました稚内の市役所の首切りの原因は、組合が大会で現市長の立候補に對し立候補を

支持したといふことが、結局三十六條違反であるといふやうなことで、市長が組合の幹部を首切つておるわけですね。しかもこれに對しましては、北海道庁のお役人たちが、市長の態度は不当である、逆に市長自身が三十六條違反であるといふやうなことをはつきり言つておるのです。こゝろいふ問題がやはり稚内の首切りの問題にからんでおるといふことを御了解の上で、稚内の問題の解決をやつていただきたいと思ひます。この三十六條の問題に對しまして結論が出ていないといふやうなお話なんですが、こゝろいふ権力を持つておるものが逆手に使ひ得るやうな條文は、ひとつ禁止していただきたいと思ひます。またこゝろいふ問題に關連して起つております問題につきましては、十分慎重にやつていただきたいと思ひます。

それから最後にお聞きしておきたいと思ひますことは、組合登録の問題ですが、最近全国的に登録拒否の問題が非常に出ておまして、愛媛県とか、京都、あるいは宮城県、こゝろいふ所では、從來ありました組合が登録申請いたしますと拒否されております。登録につきましてはどういふお考えで、どういふ御指示をなさつたか。私も聞くところによりますと、從來ありました組合に對しましては、できるだけ從來通り存続を認めて行くといふ方針であるといふことでありましたが、從來円滑にやつて参りました組合が登録いたすにつきまして、拒否されるやうなことは私も予期してなかつたのです。京都のやうな大きい組合も拒否されております、宮城、愛媛などでも実

際上拒否されている実情にありますが、登録に關しまして一体どういふやうな指示をなさつたか、またどういふお考えをお持ちなのですか、承つておきたいと思ひます。

○藤井説明員 職員団体の登録につきましては、全国的に見ますと、大体順調に推移いたしておるやうであります。今御指摘になりましたやうな所で、若干登録拒否と申しまするか、そゝろいふやうな事態が起きておりますことも事実であります。しかし私もいたしましては、職員団体の登録について格別の方針とか指示はいたしておりません。ただ法の命ずるところに従つて、適法な登録申請がなされれば、これが登録せられることは当然のことであるといふことであるのであります。で、問題の起つておりますやうな所では、法的手続等について可否があるために、そゝろいふやうな事態が起つておるといふふうに考へる次第であります。

○立花委員 私どもは藤井さんのやうに、何と申しますか、きこちのないやうな解釈の仕方はしてなかつたし、またそゝろいふ説明でもなかつたと思ひます。從來ありました四済にやつてい

もつてしても現実的にはそれほど不都合な結果は起らないようになると思つております。

○立花委員 一つの解決の答えが示されたわけですが、それじや現在二十人の執行委員を信任投票いたしまして、過半数の信任投票があれば、一人々々が過半数をとつていなくてもいいという解釈もできるわけですか。

○藤井説明員 結局形式的には一人一人が過半数をとらなければいけないということになるわけであります。

○立花委員 藤井さんのさいぜんのお言葉では、何か執行委員に対して全体として過半数が信任すれば、それが一人一人に対して過半数の信任が得られたと同じように考えるという御説明があつたと思いますが、そういう方法をとつていただけるかと非常にいいのです。こりいう形の上で非常にきゅうくつな形をやられますと、一人々々決をとるというようなことは実際とうていできません。しかもそれができないれば組合としての登録を拒否するといふようなことは、実質上何も意味がないと思ふ。そういうようなことをなぜやらなければいけないのか。向うの指示か何かあるといたしましても、こんな日本の組合の実情に即しないようなことは、当然何らか便法があつてしかるべきだと思いますが、それを考へにならないのですか。これでやられますと、ほとんどすべての組合は登録を拒否されてもやむを得ないことになる。一人々々の執行委員が過半数を得たというような組合はないだろうと思ふ。執行委員一人々々について投票をやつたという組合は、日本中にないだらうと思ひます。これで拒否されます

と全部の組合は拒否されます。そういう点で実情にそぐわないとお考えになつていないのですか。何か便法をお考えになる考えはないのかどうか。

○藤井委員 これは先刻から繰返して申し上げておりますように、非常に重要な事項でありますから、全員の多数決によらなければならぬというふうにいいたしておるわけでありまして、建前といひましては一人々々というふうになりましようが、ただ便宜手段といひまして、甲乙丙丁戊というふう

に五八の名前をあげて、それに対する賛否の投票をやつて行くような方法が行われることは、ときとしてあり得るかと思ひますけれども、ただ形式的に、結論的に見ますと、五人なら五人の一人々々が全員の多数決によつて選出されたという建前になりませんと、この第三項の要件には該当しないといふことに相なると思ひます。

○立花委員 しかしこんな問題で登録を拒否されてはたまらぬと思ひます。しかもこの問題につきましては組合と事前十分の折衝も何もないに、ぽかんと登録を拒否して来たわけですが、こんなやり方をすれば組合としても勢い感情的にならざるを得ない。こういうふうに一人々々の執行委員が過半数を得ていないから拒否するということになる、全部拒否することになる。日本の地方公務員の組合で一人々々決をとつた組合なんかありません。登録できなければ組合としての完全な仕事ができないわけですから、こういうことを頭ごなしにばんとやられたらたまらぬと思ひます。登録の問題は、今まで円滑に仕事をやつて参りましたような組合

は、形の上で登録するのだから、実際上はできるだけ認めようにするという気持ちも、おありのように聞いておりましたので、安心して参りましたが、こういう問題をたてにとつて、執行委員の一人々々が過半数をとつていなければ、お前のところは拒否するといふのでは、しかも組合と何らの話し合いなしに、ぽかんとやられると困りますので、この点は慎重に扱つてもらいたいと考えます。

以上述べましたように、地方公務員法の施行に伴ひましての関係法令の整備という問題は、地方公務員法制定によりまして、重大な制限を受けました、働く者としての地方公務員の利益を守つてやるための関係法令の整備という点に、重点を置いていたが、片一方ではないがしるにされて、片一方では吉田総理の言うようにやれ三割減員するとか、あるいは各省でどん／＼首切りが出て来るとか、登録拒否が出る

とか、こうなつて参りますと、かんじんの自分たちの利益を守つてもらうための法令が不備であつて、しかもどんな首切りや、あるいはその他の形の圧迫の方が強くなつて参るといふような実情になつて参りますので、私どもはこの際政府に対しまして、あくまでもこの労働者の権利を制限するのであれば、それに伴つて起るところのいろいろな不利益な問題につきまして、それを補足するに足る法令の整備という点に重点を置いていたが、これを

お願いしまして質問を参ります。なお当面問題になつております稚内の首切りの問題、あるいは宮城の首切りの跡始末、京都の登録拒否の問題、こ

ういふ具体的な問題が残つておりますので、これの具体的な処理につきましては、地方の当局とお打合せの上慎重にやつていただくことを、最後に述べて参ります。

○河原委員 門司亮君。

○門司委員 私はごく簡単に一言だけお聞きしておきたいと思ひます。今立花君から意見のありました地方公務員法の適用の問題であります。実は地方公務員法の中の選挙に関する問題で、一般公務員の選挙に関する違反に

対しては、行政処分が行へるようになつております。ところが特別職に対する違反行為に対しては、当然公務員としては違反だと考えられるが、しかしそれは制裁が困難であるといふことが、一応考えられるのであります。この点について当局はどういうふうにお考えになつておるか。一例をあげて申し上げますと、横浜で、特別職であります教育委員会の諸君が、委員会の連名の公文書で選挙運動を禁じやつておるのであります。これは教育委員会の事務局を通じて各校長あてに指令を出して、そして横浜の十区の小学校の教員を集めて、特定の候補者の応援をさせるというやうなことをやつておるのであります。従つて公務員としての選挙違反は一応成立すると思ひますが、しかしそれは特別職でありますことのために、行政上の処分が法的にはないと思ひますけれども、こういう問題について当局はどういうふうにお考えになつておられますか。その点だけをお聞きしておきたい。

○小野(暫)政府委員 技術的の点につきましては、藤井課長からも御説明いたしたと思ひますが、大体地方公務

員法の当初の考え方といひましては、さうな場合においても、ある程度罰則の規定が適用し得るような考えを持つておたのであります。しかし国会の御審議の過程で御修正がありまして、今施行になつておるやうな地方公務員法になつたわけでありまして、従いまして、ただいまお話のありましたやうな職種のものにつきましては、やはり公職選挙法に関する法令の一般原則によるしか方法がないのではないかと、かように考えております。

○門司委員 そうすると、三十六條の規定は特別職には全然適用はないことになつて参りますので、従つて公職選挙法違反以外には、どうにもならない、こういう結論になると思ひます。そうすると、結論的に申し上げますと、特別職は地方公務員法に書かれてある違反をやつても、行政上の処分を受けなくてもいい、この解釈をしてよろしくございませうか。

○小野(暫)政府委員 御説の通りであります。

○門司委員 そうすると、道義的な問題が次に起つて来るわけでありまして。当然法に対する違反であるが、しかし処分をする規定がないから、処分しなくてもいいのだといふことになつて参りますと、おのずからそこには道義的な問題が起つて来るわけでありまして。その道義的な問題に対して、法がそれを罰する規則がないから、結局違反をやつてもいい、違反を奨励する、奨励と言つては言い過ぎかもしれませんが、かまわないといふことになつて、法の精神がまったく没却される危険性がそこにあると思ひます。これが法の一つの欠陥であるといへば欠陥であり、ボケ

ツトであるといへばボケツトであると思ひますけれども、それに対する道義上の責任というか、道義上の制裁というものは、私は法がなくても当然あるべきだと考えておりますが、これに對する当局の御意見をお聞きいたしたい。

○小野(暫)政府委員 公職選挙法に関する一般的な法令の原則によらなければならぬと考へておることを申し上げたわけでありまして、ただいま御指摘のやうな、個人々々の立場においての道義的な責任の問題になりますと、要は個人々々の良識に基いた行動なり、判断にまたなければならぬまいかと考へておるわけでありまして。ただ一般職である地方公務員につきましては、地方公務員法の直接の適用があるし、特別職につきましては、地方公務員法の適用がございませんので、法律の建前といひましては、門司さんから御指摘のやうに取扱ひをせざるを得ない。ただ道義上の問題といひましては、それぞれ個人における良識のある判断による行動にまつしかないのでないか、かように考へる次第であります。

○門司委員 この機会に委員長にお諮りを願ひたいと思ひますことは、今内閣委員会にかけられております、北海道開発法の一部を改正する法律案の内容であります。これは従来の北海道開発法を改正して、国の直営で仕事をやるというところになつて参つておりますが、この問題については、昨日の知事会議におきましても非常に取上げられて、知事會議といたしましては、地方自治体との関連が必ずしも円滑に行かないであらうという声明書を出して

おるわけであります。従つて見ようによりましては、たとえば地方財政法第十二條に書いております、例の、国は地方公共団体に経済的の負担を負わせるような施策を講じてはならないというようなことと、多少関連を持つて来ると思ひます。同時に自治行政の上から申しまして、知事会議の声明書等は妥当であると考えております。従つて北海道開発法の一部改正に関する法律案の審議に對しまして、当委員会といたしましては合同審査の要求をいたしていただきまして、なおこれの内容を検討する必要があると考えておりますが、委員長はこの点しかるべくおとりはからい願ひたい。

○河原委員長代理 ただいま門司君からの御発言によりまして、内閣委員会に北海道開発に関する問題について合同審査を申入れよう、こういう御発言があつたのでありますが、これをいかにいたしますか、お諮りいたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○河原委員長代理 それでは申し入れることにいたします。

○河原委員長代理 なおこの際お諮りいたします。請願に関する小委員会の設置をいたしたいと思ひのでありますが、本委員会に付託されました請願は、全部で九十件でありますので、これら請願審査のため、小委員会を設置いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○河原委員長代理 御異議ないようでありますから、さういたします。

つきまして、その小委員及び小委員長の選任は、委員長より指名するに御

異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○河原委員長代理 それでは御異議なしと認めまして、委員長より指名することいたします。つきまして、都合によつて本日の公報をもつて指名することいたします。さう御了承願ひます。

本日の会議はこれをもつてとじることいたします。

午後零時四十九分散会

昭和二十六年六月二日印刷

昭和二十六年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所